

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和6年4月22日 午前9時58分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	久 松 公 生
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博
委 員	服 部 栄 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	廣 原 正 則
保健福祉部長	川原場 宗 徳
地域コミュニティ課長	松 延 克 彦
健康増進課長	渡 邊 有 美

出 席 書 記 名

議会総務課主幹	川原場 智
---------	-------

議 事 日 程

令和6年4月22日（月曜日）午前9時58分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員の推薦について
- (2) かすみがうら市環境審議会委員の推薦について
- (3) 令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について
- (4) 千代田コミュニティセンター工事進捗状況について
- (5) 霞ヶ浦コミュニティセンターの今後のあり方について
- (6) その他

3. 閉 会

開 議 午前 9時58分

○久松公生委員長

改めまして、おはようございます。

ちょっと定刻より早いんですが、お集まりのようなので始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場智君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推進委員の任期につきましては、委嘱した日から令和8年3月31日となっております。

前委員につきましては、櫻井繁行委員が推選されておりました。

ここで暫時休憩いたします。 [午前 9時58分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時59分]

ここでどなたか1名ご推挙いただけますでしょうか。

○服部栄一委員

櫻井繁行委員に引き続きやっていただきたいと思います。

○久松公生委員長

ただいま服部委員から櫻井繁行委員を推選するのご意見がございました。

お諮りいたします。

服部委員からのご指名のとおり、櫻井繁行委員を推選することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員に櫻井繁行委員を推選することで議長に報告

いたします。

それでは、次に、（２）かすみがうら市環境審議会委員の推薦についてを議題といたします。

審議会委員の任期につきましては、委嘱した日から令和８年３月３１日となっております。

前委員につきましては、服部栄一委員が推選されておりました。

ここで暫時休憩いたします。　　　　　　〔午前１０時００分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。　　　〔午前１０時００分〕

ここでどなたか１名ご推挙いただけますでしょうか。

○小倉　博委員

引き続き服部委員にお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○久松公生委員長

ただいま小倉委員から服部委員を推選するとのご意見がございました。

お諮りいたします。

小倉委員からのご指名のとおり、服部委員を推選することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市環境審議会委員に服部栄一委員を推選することで議長に報告いたします。

ここで執行部入室のため暫時休憩いたします。　　　〔午前１０時０２分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。　　　　　　　　　　〔午前１０時０３分〕

次に、（３）令和６年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は、簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

それでは、令和６年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、令和６年度秋以降、６５歳以上の高齢者を対象としまして、Ｂ類疾患の定期接種等、変更などの予定でございます。

説明の内容につきましては、健康増進課長渡邊より説明いたします。

よろしく申し上げます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

このたび、令和６年秋に新型コロナウイルスワクチンがＢ類疾病の定期接種になる予定ですので、これまでの経過を含めまして、ご説明いたします。

資料１、これまでの経過。

令和３年２月に従来株により初回接種が開始となり、その後、株を変化しながら数回にわたり接種をまいりました。

昨年５月に新型コロナウイルス感染症が、感染法上の位置づけで５類疾病に移行し、オミクロン株XBBにて秋接種を実施しました。

そして、今年度秋には、定期接種Ｂ類疾病としてワクチン接種が開始される予定であります。

昨年秋に実施しましたオミクロン株XBBワクチン接種の状況については、資料のとおりでございます。

資料 2、令和 6 年秋定期接種について。

今回の秋接種の概要をご説明いたします。

対象者は、65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾患がある方です。

接種場所としましては、県内の医療機関での接種（個別接種）を予定しております。

県外で接種した場合につきましては、償還払いの対応といたします。

ワクチンの種類については、まだ未定の状況です。

接種期間については、インフルエンザ予防接種と同期間で、令和 6 年10月から令和 7 年 1 月末を想定しております。

接種費用は、資料にありますとおり 1 万5300円程度です。

国から8,300円の助成金が支給される予定ですので、自己負担といたしましては7,000円の予定です。

市としまして、近隣の市町村状況を勘案して3,000円の費用助成を考えております。

資料 3、予算措置について。

予算規模としましては、全額で8561万6000円となります。

内訳としましては、接種委託が8023万円で、接種率を53%で見積もっております。

生活保護者分の接種委託としましては、令和 5 年度の実績から306万円で見積もっております。

この委託費用のうち6059万円は国から助成される予定です。

そのほか予防接種の印刷製本費としまして134万8000円、予診票等を郵送する郵送費としまして97万9000円を予定しております。

接種開始予定は秋ということですが、接種対象者に予診票等を郵送する必要があるしますので、今回の第 2 回定例会（6 月議会）で補正を考えております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今の感染状況について、ちょっと教えてもらえますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

しっかりした接種状況については、5 類疾病になって保健所のほうでもはっきりした数字のほう把握できていないので、こちらのほうでもちょっと数字として、皆様方にご説明する資料がございませんのが現状でございます。

〔「感染状況」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（渡邊有美君）

感染状況についてですけれども、感染状況については、こちらのほうでも土浦保健所の管内になるんですけれども、そちらのほうでも数字として把握している資料がございませんので、今回、ご説明に当たる資料がない状況でございます。

○設楽健夫委員

この半年間の学級閉鎖の発生状況は把握していますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

そちらにつきましては、教育委員会のほうで把握している情報になりまして、今、健康増進課のほうで数字のほうは把握していない状況になります。

○櫻井繁行委員

インフルエンザがはやっていたり、新型コロナウイルス感染症がはやっていたりとか、設楽副委員長言うように学校関係でいろいろななか落ち着いているようで落ち着かない状況が続いていると思うんですけども、また、市内も従来どおりの接種状況になってくると思うんですけども、この接種場所、県内医療機関（個別接種）というふうにあるけれども、これは従来どおり、かすみがうら市内の個人病院とか、大きな病院含めて、また協力体制が得られているということなんですかね。

○健康増進課長（渡邊有美君）

市内の医療機関の協力体制、県内の医療機関なので、最寄りの医療機関ですとか、かかりつけの医療機関での接種対応になるかと思います。

○櫻井繁行委員

市内の接種可能な一覧表、例えば高木医院だったり、太田医院だったりとか、霞ヶ浦地区はまたいろいろあるでしょうけれども、そういったところを一覧表で、表で出してもらいたいのと、今までやってきた中で、今回お断りされてしまった、みたいなのところっていうのは、実際あったりするんですか。なかなか業務との兼ね合いで、接種と両方対応が、っていうのもあるでしょうから、そういうのってどういう状況、現場の状況ってどうなのかな。

○健康増進課長（渡邊有美君）

基本的には、インフルエンザの予防接種と同じ状況になりますので、定期接種を受けていただいている医療機関では接種できるような状況で準備が整ってくるかなとは思っています。なので、一覧表もそのような形でのご提供を今までもしているところなので、同じような形で提供できるかなと考えております。その一覧表については、こちらの助成の準備ができ次第ご提供できるかなと思いますので、そのように準備してまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

分かりました。あともう一点。

この助成金についてなんですけれども、自己負担が7,000円のところ、市として3,000円の補助を考えているということで、自己負担4,000円ということなんだけれども、近隣の市町村の助成状況っていうのはどんなふうになっていますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

近隣のほうで、石岡市が3,000円になります。土浦市のほうが3,500円を予定しているところなんですけれども、今3,000円から3,500円の間で検討中とのことで、連絡をいただいているところです。

〔「これ、助成ですか」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（渡邊有美君）

助成の金額になりますので、もともと7,000円が本人が払わなければいけない金額なんですけれども、そのうち市のほうがそこに助成金を出す金額のほうが、石岡市が3,000円、土浦市のほうが3,000円から3,500円の間で検討中とのことです。

○櫻井繁行委員

そうすると、ある程度3,000円前後ぐらいで、何か公平感もある程度市民にも担保されているということなので、引き続きしっかりやっていただきたいのと、内訳を見ると、この結局のところは、対象者53%の内訳が7,100人になると思うんですけども、この助成自体は、3,000円掛ける7,100人だから2130万円というのがこの市としての補助金になると思うんですけども、これは先ほど課長から補正予算で第2回の定例会に上げるって話だったけれども、これも全部一般財源になってくるっていう考えでいいのかな。確認します。

○健康増進課長（渡邊有美君）

今、お話いただいた内容になりまして、1万5300円が接種費用になってきますので、そのうち8,300円を引いた自己負担の7,000円、3,000円が費用助成になりますので、そちらのほうの掛け算ということで、7,100人プラスなので、そこは一般財源のほうになります。あと、そちら。

○櫻井繁行委員

2130万円だね。

○健康増進課長（渡邊有美君）

そうです。

○櫻井繁行委員

そこだけちょっと明確に数字だけ教えてもらえますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

2130万円が一般財源なんですけれども、そのうち3割が、今のところ国からの交付金のほうで入ってくるということでお話いただいているところです。

○櫻井繁行委員

分かりました。引き続きしっかり取り組んでください。お願いします。

○設楽健夫委員

去年の暮れから今年にかけて、新型コロナウイルス感染症に感染した人の中で重症者っていう話をちらほらと聞くんですよ。肺気腫だとか、肺炎ですから。そういう意味では、そういう注意すべき点で重症者とかいう形での把握はされているんですか。また、把握されているとすれば、それは広報か何かで、注意事項として広報していく必要があると思うんですけれども。

○健康増進課長（渡邊有美君）

重症者についても、こちら土浦保健所のほうの把握になりまして、市としての把握者数ですとか、状況のほうは、こちらのほうに情報が入ってきていない状況です。

重症者への周知みたいなものについてですけれども、そちらのほうは、改めてという形ではやっていない状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症のほうの接種ですとか、新型コロナウイルス感染症が感染拡大したときに皆さんのほうに周知しているような状況であります。

○設楽健夫委員

肺気腫だとか、そういう疾患を持っている人っていうのは重症に陥りやすい。ステロイドだとかそういう治療をしているっていう話を聞くんですけれども、その具体的な数字が保健所のほうからないにしても、実際、どういう傾向があるのかっていうことぐらいは、保健所に対しては問合せをすることができると思いますので、市民に対しては、特に注意すべきことっていうことについて、可能な限り流していく必要があると思いますから、それは要望だね、よろしくお願いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

ご質問受けましたように、こちらのほうでできる限り対応させていただいて、把握状況が分かればこちらのほうで把握しまして、市民のほうにも、必要性があれば広報やホームページ等で周知していきたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次に、（４）千代田コミュニティセンター工事進捗状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

内容につきましては、地域コミュニティ課、松延課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、ご説明申し上げます。

千代田コミュニティセンター(旧志筑小学校)の工事の進捗状況についてご説明させていただきます。

こちらの工事につきましては、学校施設からコミュニティ施設に用途を変更することに伴いまして、必要な設備等の改修工事を行うものでございます。

改修工事の工期についてでございますけれども、当初、議会のほうでもご説明させていただいたんですが、令和6年5月中の完成、完了を目指していたところではあったんですけれども、社会情勢等の変化により、建築部材の入荷が遅れておりまして、工事全体として3週間程度遅延している状況、それを鑑み、工期の延長が必要な状況でございます。

当初の改修工事の契約の工期としましては、令和6年3月9日から、検査管財課の検査も含めまして6月6日までとなっておったところなんですけれども、上記のとおり3週間程度延長ということで、変更後の工期を、令和6年3月9日から令和6年6月30日までと、24日間延長する予定でございます。

3番目、改修工事の内容及び進捗状況につきましては、参考資料の1番として全体の工程表、令和6年5月から7月までの全体の工程表をつけさせていただいておりまして、そちらのほうと併せてご覧いただければと思います。

まず、建築・外構工事としまして、駐車場の整備がございます。

これは、屋外のグラウンドの約半分を利用して駐車場の拡張工事を行うものでございます。こちらの駐車場の整備につきましては、令和6年5月の下旬までに完了する予定でございます。

2つ目としまして、廊下の床の修繕。

これは、雨漏り等でちょっと床の修繕が必要な状況にございまして、こちらの床の修繕もフローリングの設置ということで、最終的に令和6年5月下旬を目途に完了する予定です。

3つ目としまして、建具の設置。

こちら建築基準法上、排煙の設備が必要ということになりましたので、排煙のサッシを上部に取り付ける工事でございますけれども、こちらのほうの部材も完成品が届くのが令和6年5月の下旬頃ということで、そこから設置ということになりまして、最終的には令和6年6月中旬ぐらいまで工事としてはかかる予定でございます。

4つ目としまして、電気窯室の改修でございます。

こちらは、陶芸用の電気の窯が第2常陸野公園内の建物の中に今ございまして、そちらの電気の窯を移設してくる予定でございます。そちらの電気の窯の移設する場所としまして、屋外の体育倉庫を改修する予定でございます。こちらの改修工事も令和6年6月の中旬頃までで完成する予定でございます。

（２）電気設備工事なんですけれども、1つ目としまして、非常灯・誘導灯。

こちらは、消防法によるもので改修が必要になります。こちらのほうは、令和6年5月の下旬頃に完成の予定です。

それから、②として、非常用の自家発電装置です。

発電機の設置は、こちらは受注生産となっております、先ほど申し上げましたとおり、建築部材のほうの組立て、そういったところで部材の入荷がちょっと遅れておりまして、やはりこれも令和6年6月の中旬頃に設置が完了すると、稼働試験まで終えて設置が完了するという予定でございます。

こういったことで、工事のほうは令和6年6月の中旬あたりに、一応工事としては完了する予定なんですけれども、ここから消防の検査とそれから竣工の検査を入れまして、全体の工事としましては令和6年6月30日までという形になります。

4番、その他、オープンまでに必要となる作業についてでございますが、1つ目としまして、建物内部の清掃。

こちら工事完了後、直ちに建物内の清掃をいたします。床のワックスがけですとか、天井、壁面の清掃を行います。

(2) 引っ越し作業ですけれども、こちらでも工事完了後、直ちに旧千代田公民館から図書等の移動を行います。

3つ目としまして、サインの変更。

こちらでも工事の完了に合わせて、できればその工事が完了する前に入れる部分に関しては、施設名の看板ですとか、入り口、それから建物内の表示の変更、サインの変更を行うものでございます。

以上、工事全般の完了を令和6年6月下旬とした上で、引っ越し等の開館準備を令和6年7月上旬に行いまして、オープンにつきましては、令和6年7月中旬から下旬の予定ということになります。

参考資料として、まず1枚目が、先ほど申し上げたように全体の工程表になりまして、その次、参考資料2、3、4に関しましては、建物、それから外構の平面図ということになります。

参考資料2につきましては、1階の平面図ということになります。ちょっと見づらくて申し訳ないんですが、赤字で示してあるところは旧教室です。こちらを改修しまして、新しく用途が変わる部分ということになります。

北側の部分ですけれども、まず、体育館に関してはスポーツ練習場ということで、こちら臨時でイベントですとか、会議ですとか、そういったものにも利用できるような施設ということになります。

それから、右に移りまして大会議室です。会議室、それから図書室、これは千代田分館の図書館の移設でございます。図書室と、それから、その右に事務室という配置になってございます。

参考資料の3になります。

参考資料の3は、2階の部分の平面図になります。

2階の部分に関しましては、北側の部分、視聴覚室、倉庫を挟みまして小会議室、それから調理室、それから、右上のほうにもう一つ会議室を並べております。

こちら1階、2階合わせまして、図書館も入りますけれども、主に公民館の組織、事業が使用することができるよう造りにしてございます。仕様にしてございます。

1階の部分と2階の部分の南側の旧普通教室が配置されていたところに関しましては、多目的室という形で、いわゆるコミュニティスペースということで、多用途に利用できるものとして部屋を配置させていただいております。

続きまして、参考資料の4つ目です。

参考資料4なんですけど、こちらが外構の平面図になります。

右手のほう、グラウンドだった土地の分の約半分を利用して駐車場の整備を行います。駐車場の拡張の整備を行います。

さらに、建物の入り口になる部分でございますけれども、コミュニティセンターの建物の北側になり

ます。アスファルト舗装というふうにかかれているところでございますけれども、スロープを設置しまして、北側を入り口として利用するような形になります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

当初のオープンの予定はいつになっていましたか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

工事のほうを令和6年5月中に完了させまして、なるべく早い時期に。できれば工期のほうが前倒しできれば令和6年5月中に完了させて、令和6年5月の末ぐらいからオープンを、当初の想定をしていたところです。

○設楽健夫委員

そうですね。それで、各市民団体が旧公民館の使用を、変更、この移行期間でやらなくてはならないんですが、その際に、旧千代田公民館の使用については条例で使用が中止といいますか、使えなくなったのはいつになっていますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

条例に関しましては、令和6年4月1日からコミュニティ施設の条例施行ですので、千代田公民館の利用は令和6年3月31日までということになってございます。

○設楽健夫委員

各市民団体のほうで、施設の使用という形で様々な問合せも来るんですけども、この当初の令和6年3月31日からオープンが令和6年5月の末、2か月間はあったわけですけども、2か月間だよ。今はそこからまた6月、7月と2か月伸びていくわけですから、旧千代田公民館各施設の使用については、条例で令和6年3月31日になっていますけれども、その間、活動を停止せざるを得ないという状況に追い込まれてしまいますから、その手続上、暫定使用。はっきりこのオープンについて、令和6年7月下旬なら7月下旬というふううたって、中旬から下旬、使用できるまで、暫定使用が可能であるという措置をやはり取る必要があると思うんですけども、その辺がちょっと右往左往しているところがあるんで、その辺の整理についてはどうですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時32分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時33分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

質問にお答えいたします。

まず、各市民団体からそういった要望が寄せられていることは承知してございます。

まず1点、これだけ工期が延びたというところでございますので、まずは他の施設で利用いただけないかということ調整させていただいて、それでもやむを得ず千代田公民館のほうを利用されたいっていう場合に関しましては、まず、千代田公民館の中に関しましては、引っ越しの作業と、これから図書の整理ですとかそういったもろもろございまして、千代田公民館についてはちょっとなかなか利用のほうを許可するということが難しい状況でございます。

これに対して、駐車場スペースと、それから講堂に関しましては、今現在何も使われていない状況で

ございますので、こちらの施設に関しては、臨時で公共施設の利用の申請等で上げていただいて許可するというのを、今後考えてまいりたいと思います。

○設楽健夫委員

その調整については、これはどこがやるんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

地域コミュニティ課のほうで対応させていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

公民館のほうでも、今、図書館の引っ越し作業だとか、そういうものがある。2か月ほどやっぱり遅れてくるわけですから、そうなってくると、なるべく使える場所、それは確保して、事務室も、あそこで引き続き公民館の事務作業は続行されるんでしょうから。やっていますよね、今も。

もう令和6年3月31日過ぎています。あそこ使っているわけですから、ほかのところでも使えるところは、市民活動でそういう申請が出てきた場合には、可能な限り、やはり確保しておくということが必要になると思うんです。これは、そういう意味では令和6年7月下旬まで。

支障が出るということは、もう分かってくるわけですから、その辺については、その準備と調整を、広報をしっかりとお願いしたい。これは、今まで使っていた市民団体以外の方も使うということも出てくるんで、含めて全体としての広報をお願いしたい。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

広報に関しましては、十分周知が図られるように努力してまいりたいと思います。公民館の部屋の利用に関しましては、まずは、全然使われていない講堂のほうは何も手入れはいりませんので、そちらのほうは臨時的に開放するという方向で考えていきたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

それ、よろしくお願いします。

それで、まず、千代田公民館の使用が停止と、あと新しいところでいつ使えるのかというところで、いろんな話が飛んできたんですよ。どういうふうになっているんですかと。

それで、当初のこの工事計画について、ちょっと確認作業ですけれども、請負契約書の中では、工期は何月何日までっていうふうになっていたんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

全体の改修工事に関しましては、当初の請負の契約の中では令和6年3月9日から6月6日までという契約期間でございます。これは工事が完了後、検査も含めて、万が一、検査で不具合があった場合にはその辺の手直し含めて、工期としては令和6年6月6日までという工期でございました。

○設楽健夫委員

それで、いろんな問合せが来たんで、検査管財課のほうに、請負契約書はいつ契約したんだと、工事内訳書と工事計画書はそこに入っているでしょうという話をしたら、工期については担当課が対応するっていう対応だった。

本来は、検査管財課でも請負契約を結んでいる大本なので、管理をしておく必要があるんだろうけれども、そして、じゃ、この工期の延長については、その申請は、検査管財課には来ているのかという質問をしていったんだよ。それは来ていないと。それは、地域コミュニティ課のほうで出してこない限り、こちらには把握できないと。

そうすると、全体的な動きをコントロールしていくのは、検査管財課、総務部になるから、恐らく。私その辺はちょっと分からないよ。分からないんですけれども、恐らく総務部になると思うんだけど

も、速やかに、申請なら申請手続をして、全体の手続を済ませておく必要があると思う。それはいかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおりかと思います。

こちら、今回の委員会のほうで工期の延長ということでご説明させていただいた上で、市民への周知と併せて契約に関しまして、速やかに契約担当課のほうと調整しまして、変更の契約を進めていきたいと考えております。

○設楽健夫委員

その際に、工事請負契約書の中では令和6年6月6日に完了ですね。予定で来ていたと。そういう意味で、そこから資材の納期の遅れだとか、そういう形でさっき説明がありましたけれども、入札の段階で見積書は取っているわけですから、それに従った形で請負契約書を締結しているはずなんです。そこからずれるとすると、間違いが起きないように、請負業者のほうからその遅延理由、当初の入札の段階から打合せはしているでしょうから、そういう意味で、そういう書類関係はきちっとそろえていくということをお願いしたい。それは公表してもらいたい。いかがですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時40分]

○久松公生委員長

では、会議を再開します。 [午前10時41分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

変更契約に関しましては、事業者のほうから変更の理由書のほうは提出はいただきます。その上で、正確に把握した上で、こちらのほうとしましては変更の契約させていただくということであります。

○設楽健夫委員

分かりました。

○櫻井繁行委員

以前、この工事するに当たって、岡崎議員の一般質問だったと思うんですけども、たしか旧志筑小学校に入っていく市道というのか、県道土浦笠間線からなのか、その通路が大型車両が通行止めになっているとか、何かそういうお話が一般質問であったような気がしたんですけども、そういった占用許可みたいなものって、何か変更があったりとか、そういうものって確認されていますか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時42分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前10時45分]

○市民部長（廣原正則君）

昨年度、岡崎議員から、そういったことで道路の拡幅についての一般質問をいただきまして、下志筑側の県道から学校に向かう道路で、一部狭い、狭隘とまではいかないですけども狭い道路がございまして、その部分について拡幅をいただけないかというような一般質問いただいたんですが、それについては、都市建設部のほうで対応させていただきました。

それについては、今のところは全く、今後検討したいというような内容で進んでいるかと思っておりますけれども、今後、都市建設部と連携しながら、対応については協議していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

部長おっしゃるように所管がまたがるというところはあるので、ちょっと聞くほうも心苦しいところあったんですけども、もう一点、最終的には指定避難所、防災機能を有するようになってきて、そうすると、総務部、危機管理課なんかも絡んでくるところがあると思うので、そういったところ、さっきの設楽副委員長のお話じゃないですけども、横の連携というか、相対的に通路を、避難経路も含めていろいろ考えなきゃいけないところがあると思うので、そこはぜひ部長のほうで音頭取っていただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それは僕のほうも要望でございます。

何点かあるんですけども、小学校のプールがあったと思うんですけども、この将来的な使い道というか、そういうのって何かお考えっていうのはあるんですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時47分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前10時47分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

現段階では、まだ協議、進んでおりませんので、これに関しましては、政策担当部署等も関知しながら、どうしていくかということは、これは中長期的にはちょっと考えていかなきゃならないと思います。

○櫻井繁行委員

そこに対してもいろんな課がまたがってくるところだと思うんですけども、やっぱり今の千代田義務教育学校には、ご存じのようにプールがなくなっている状況で、第1常陸野公園内のプールを、体育の時間2時間を使って、移動しながら使っているという状況もあるし、旧志筑小学校のプールがどのように活用できるかは、また、コストの面もあるのでいろいろ考えなきゃいけないと思うんですが、例えば第1常陸野公園内のプールも、やっぱり老朽化しているところもあると思うので、それよりは比較的、やっぱり旧志筑小学校のプールが新しい状況にあるし、その辺も相対的に将来見据えて、5年先のことを考えるような話かもしれませんけれども、取り組んでいただきたいと思いますので、そちらもよろしくお願いいたします。

最後なんですけれども、たしか消防団のほうでの話なんですけど、6月23日の日曜日が、たしか市の避難訓練か何か、防災訓練でしたっけ、があって、たしかその拠点が千代田コミュニティセンターですよ。旧志筑小学校ってお話があったので、その辺の兼ね合いっていうのはどのようになってくるのか、それもちょうと担当課まいで申し訳ないんですけども、所管ということで伺いたいんですが。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

担当課としましては、危機管理課のほうから打診は一旦受けておりますが、工事の状況がこういう状況でございますので、千代田コミュニティセンターのほうは、6月23日の防災訓練には利用は間に合わないということで回答させていただいております。

○櫻井繁行委員

これもいろんな情報になっているような、6月23日が千代田コミュニティセンターでの防災訓練だみたいなのところも、多少、消防団幹部を中心に報告があったようなところもあるので、その辺のところを、広報誌がいいのか、どういった形がいいのか、区長会がいいのか分かりませんが、周知をして、代替のところが防災訓練場所になるっていうお話を、早め、早めに動いていただいたほうがいいと思うので、そこもお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり、ご案内に関しましては、危機管理課のほうと連携しまして早めに対応させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○設楽健夫委員

いろんな問題が発生してきますよね。2か月遅れっていう、これは異常事態ですから。

地域コミュニティ課のほうとしても、検査管財課のほうにきちっと入札のほうもそうだし、あと請負契約書のほうもそうだし、その辺をやっぱり吟味して、具体的な市の計画が立てられるように、その辺はきちっとお願いしたいと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

おっしゃるとおり、検査管財課のほうともその行為に関しましては、しっかりと調整させていただいて、対応させていただきます。

○久松公生委員長

そのほか何かございませんか。

副委員長、私、いいですか。

○設楽健夫副委員長

どうぞ、委員長を代わります。

○久松公生委員長

先ほど設楽副委員長のほうからも話あったと思うんですが、令和6年4月1日から条例変わって、コミュニティセンターになったっていう話なんですが、ちょっとそこで確認、先ほど設楽副委員長から意見がありました。その確認なんですが、今、課長がおっしゃった広報をするというような、内容については広報することなんですけれども、その内容、遅れるのはもちろんなんですが、その使い方っていうのをもうちょっと確認の意味で聞きたいんですが、広報する内容と広報する時期をちょっと確認したいと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

広報の時期に関しましては、もう既にこういうことで令和6年4月1日から千代田公民館が使用できないような状況を鑑みますと、これはもう早期に調整をして、できる限り速やかに広報、周知は図っていかねばならないと考えてはございます。

内容につきましては、千代田公民館内の駐車場、駐車スペースの利用、例えば義務教育学校などでの集会行事、体育祭だとか、あるいは、団体の視察旅行のバスの駐車ですとか、そういった事例に関しましては、臨時的に駐車場を開放するということ。

それから、そのほか会議ですとか、あるいはイベントごと、臨時のイベント、そういったものに関して、屋内を利用したいという場合に関しましては、千代田講堂のほう、これは空いておりますので、こちらの講堂のほうの利用を臨時的に開放するというのが、担当課のこちらのほうで内容を伺った上で、随時判断して開放していきたいと考えております。

○久松公生委員長

じゃ、そういった内容を含めたものを広報するという計画でよろしいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

はい。

○久松公生委員長

それから、もう一つ、先ほど内容の資料見たときに、たしか2階の部分、これはやっぱり廃校の学校ですので、かなりのボリュームがあつて、教室がいっぱい、そういう会議室が確保できて、かなりの人数でいろんな人に使っていただけるものじゃないかというのは分かるんですが、この2階の部分、赤い字で視聴覚室とありますが、これはどういったイメージでいればいいんですか。要は、旧あじさい館の視聴覚室みたいな、あそこまではいかないとしても、何をもって視聴覚室、どういう利用をするための部屋なのか、それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちら参考資料の3になるかと思います。2階の平面図で北側の一番左の部屋が、元の利用は旧音楽室でございました。内部の防音の壁とかそういったものは改修はしませんので、この音楽室の部分を視聴覚室のほうで利用するという形になります。

ですので、防音が効いておりますので、例えば音楽サークルですとか、そういった団体が練習をしたりだとか、あるいは映像です。映像をこちらのほうでプロジェクターで投影して映像を見せるだとか、そういった利用が考えられるかと思います。

○久松公生委員長

そうなりますと、音楽室で防音設備が整っているということを踏まえて、音楽もできるような視聴覚室に値するから、そういうふうに変更するというような形でいいんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

おっしゃるとおりでございます。

○久松公生委員長

ありがとうございます。

○設楽健夫副委員長

委員長を戻します。

○久松公生委員長

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（５）霞ヶ浦コミュニティセンターの今後のあり方についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

地域コミュニティ課、松延課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

霞ヶ浦コミュニティセンターの今後のあり方についてということでご説明をさせていただきます。

資料のほうです、1つ目、旧福祉館についてということで、課題を整理してございます。

福祉館と申しますのは、旧あじさい館の中の一機能としまして、トレーニング室、浴室、それからカラオケのできる集会室、こちらのほうを3つ合わせて福祉館というふうに今まで定義してございました。

4行目からなんですけれども、こちらの福祉館、現在では民間で類似サービスが提供されており、公共が果たすべき役割の見直しを迫られている状況にあります。また、人口減少や高齢化等により、市の財源的に今後も厳しい状況が続く中で、特に必要な政策に力点を置かなければならないという、そうい

った状況がございまして、下の（２）番でございまして。

昨年度、市福祉館運営協議会で諮問を行っております。

上記課題を整理するために、この協議会のほうに諮問してございます。

参考資料のほう、１ということで参考資料をつけてございますので、こちらのほうもお目通しいただければと思います。

主だった諮問の内容でございましてけれども、①今後の福祉館のあり方についてということで、特に果たすべき機能と役割の現況への評価、維持管理のための経済的視点を踏まえた上での今後の運営の方向性、それから、②今後の福祉館の在り方の検討を進めるに当たり、重要と認める事項ということで諮問をしております。

その下、（３）番、この諮問に対しての主な答申の内容でございまして。

令和６年３月８日付で福祉館運営協議会より答申を受けてございます。

こちら参考資料２ということでつけさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

主だった答申の内容でございましてけれども、まず、果たすべき機能と役割の現況への評価につきましては、「・」１つ目、合併後の両地区の触れ合いを通した一体感の醸成に大きく寄与してきた施設であるということ。

それから、「・」２つ目ですが、６５歳以上の利用が７割を超えており、高齢者の健康維持増進、福祉の向上等で活用されてきたということでございます。

「・」３つ目、開館から２５年が経過し、施設全体の老朽化が進んでおりまして、特に浴室施設は、抜本的な設備の大規模改修を行わなければ、近いうちに運営が難しくなるということが想定されますということでございます。

その下、維持管理のための経済的視点を踏まえた上での今後の運営の方向性についても答申を受けております。

福祉館の令和４年度の決算額でございまして、２６２１万円の赤字決算となっておりまして、今後も恒常的な赤字が続くということでございます。

今後の運営の方向性については、地域で担ってきた役割として、堅調な利用者数を重視すると、現行のまま存続させるのが理想ではあるけれども、現実問題として、福祉館全体で赤字状態の運営、大規模改修の必要性などを考えますと、多額の維持管理費用がかかることが想定されるということでございます。

その下、浴室使用料の改定を行ったとしても、これは無料だったところを有料化するところも含めてでございますが、改定を行ったとしても、高齢者の減少であるとか、有料化による利用者数の減少を踏まえると、赤字を解消するまでには至らないということでございます。

さらに、赤字額が市の財政規模に比して過大なものであるかどうか、また、大規模改修の実施等について十分な協議検討を行っていく必要があるということ。

浴室施設に関しましては、状況を踏まえると、期限を区切って廃止していく判断が適切と考慮するというふうな、最終的な答申としての結論でございます。

続きまして、今後の福祉館のあり方の検討を進めるに当たり、重要だと認める事項ということでございましてけれども、この浴室施設の廃止も含めて、十分な期間を設けて懇切丁寧な市民への周知を行うべきということ、それから、福祉サービスの低下を極力抑制されるよう、廃止にしたそういった財源を、ほかの福祉目的での別途対策という点で講じられたいということでございます。

以上が答申の主だった内容になります。

2 番目、旧福祉館における収支及び利用状況についてですけれども、ここからは収支状況と利用状況についてのデータということになります。

収支の状況につきましては、令和4年度の決算の状況になるんですけれども、歳入の部分に関しまして、旧あじさい館全体の部分と、あと福祉館の分の額ということで出してございます。

福祉館の分に関しまして、歳入についてですけれども、利用者の増加に伴い、令和3年度から令和4年度で比較で131万4000円の増、利用者数の増に伴いまして、利用料金等での収益増となっております。

これに対しまして、歳出につきましては、令和4年度、令和3年度ともほぼほぼ同額ということでございます。

各年度の収支決算においてでございますけれども、歳出から歳入を差し引いた額としまして、令和3年度は2705万7000円、令和4年度は2621万2000円の歳出超過、赤字ということでございます。

(2) 番としまして、利用状況につきましては、ご覧いただけますと、平成30年度、令和元年度と7万6000人、7万人というふうに利用状況がございました。福祉館としましては7万6000人、7万人という利用でございました。コロナ禍で利用は落ち込んだんですけれども、令和4年度には6万2000人、令和5年度には7万2000人ということで、コロナ禍前の利用状況に戻りつつあるというところで、回復している状況でございます。

3 ページに移りまして、「・」2 目です。

浴室施設については、リピート率が高く、平均週1回以上（利用回数が月5回以上）の利用者数は、全体の実人数で41%、延べ利用者数で85%となっているということでございます。

参考資料の3をご覧ください。

参考資料の3は、浴室利用者のリピート者数、これは令和5年10月でございますけれども、開館日数は26日だったんですけれども、この令和5年10月の利用者を全てカウントしたものでございます。

そうしますと、先ほど申し上げた週1回以上、いわゆる月5回、利用されている方につきましては、左側の一番下の数字845人が実人員でございます。利用者の総実人員が845人。このうち5回以上の利用されている方が、5回の方が41人、6回の方が24人となっていますけれども、これの合計が348人でありまして、割り返しますと41%のリピート率ということになります。

それから、一番右の数字、これは延べ利用者数になりますけれども、同じように一番下の段、5,617人が延べ人数でございます。

これに対しまして、週1回以上、月5回以上の利用の人数は、延べ人数としては4,793人になりまして、割り返しますと85%ということになります。週1回以上、比較的反復利用をされている方を集計しますと、やはりリピート率はかなり高くなっているということでございます。

なお、実利用者数が845人ということで申し上げましたけれども、これを市全体の人口、約4万人で割りますと、割り返しますと約2.1%の市民の方の利用ということになります。

以上が参考資料3のご説明でございます。

3 ページに戻りまして、3 番目、浴室施設の現状につきましては、議員の皆様にご案内させていただいたとおり、令和6年4月15日に浴室施設のうち洋風風呂について、以前より若干洗い場の壁のほうで、

「課長、これから現地確認しますよね。」と呼ぶ者あり」

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

浴室施設の現状につきましては、現地調査をしていただけるということですので、よろしくお願いいたします。

4 番の今後の運営方針につきましては、霞ヶ浦コミュニティセンターについては、気軽に利用できる地域住民の活動拠点としての要請に応えるべく、令和 6 年度に視聴覚室の照明工事を予定しております。また、令和 7 年度には空調設備の大規模工事も見込んでおりまして、計画的に修繕・改修を行って、機能を維持していかなければならないと考えてございます。

一方で、福祉館機能の部分に関しましては、中核である浴室施設を改修していくということに関して、先ほどから述べさせていただいているとおり、ボイラー設備や浴室そのものの修繕に多額の投資が必要となります。恒常的な財政負担も続いてまいります。

コミュニティ施設の全体の維持というところ、それから、今後の市政運営に影響があるというところで、これらを踏まえ、答申の内容を尊重しつつ、施設全体の状況を確認した上で、霞ヶ浦コミュニティセンターの運営方針を今後決定していきたいと考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これから旧あじさい館の浴槽含めて現地確認あるので、そこでよく詳細、また教えていただきたいと思うんですが、利用状況を確認すると、財源もあるけれども、なかなか浴槽を維持するのは難しいというところが諮問に対する答申なんでしょうけれども、この令和 4 年度の決算だけ見ても、福祉館、支出が 3100 万円で収入が 500 万円程度しかないから 2600 万円赤字だよっていうところ考えると、正直言って、旧あじさい館だって 9500 万円の赤字になっちゃうってような、その見方もできるので、ちょっとここをこじつけて、それで赤字だからってというのはちょっと乱暴な考えなんじゃないのかなって、僕、個人的には思いました。

それで、1 個お願いしたいのが、この利用状況、令和 4 年度は決算済んでいるでしょうから、改めてこのトレーニング室とか、浴室、集会室の市内と市外の方々の料金とか、また、それぞれどのぐらいの収入があったのかといった、そういったところ、もちろん取りまとめてきているでしょうから、そういったものを後日で構わないので提出をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

利用のデータにつきましては、集計等ございます。ちょっとお時間をいただいて、提供させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

よろしくお願いします。

○久松公生委員長

今のですけれども、後でガルーンのほうをお願いいたします。

いいですか、もう。

○櫻井繁行委員

はい、大丈夫です。

○設楽健夫委員

この答申書の 5 ページの下の方を見ると、千代田地区利用者が 4 割、霞ヶ浦地区が 6 割というふうに書かれています。この 6 ページの下の方に、「検討を進めるにあたっては、現下の状況及びあじさい館利用者アンケート調査結果を踏まえ、十分な期間を設けて利用者をはじめ地域への懇切丁寧な説明」ということで、簡単に決められることではないと思うので、その辺のことについては、ここの答申に書

いてある内容は、市の今の方向の中には書かれていなかったですけれども、これはやっぱり十分に尊重していく必要がある。単純に霞ヶ浦地区の6割、4割は千代田地区というふうな把握もされているということですから、その辺をお願いしたい。

あと、もう一つは、高齢者の全体の中で占める割合は2%だという言い方をしていますけれども、やはり65歳以上の高齢者がどのぐらい使っているのかということも重要な指針になるので、福祉館という観点から考えてみても。重層的な分析をしながら、特に福祉館のお風呂の問題についてどうしていくのか。今はもうここしかないわけですから、その点も含めて、ちょっと慎重に進めていっていただきたいなと思いますけれども。

加えるならば、やはり過疎地域の拠点ともなっているところでもありますから、重ねてよろしく願いしたい。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり、十分な検討、協議を重ねた上で、時間をかけて、これは協議をしていく内容と考えてございますので、そのとおり受け止めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○設楽健夫委員

ああ、それで。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、ここで終結いたします。

暫時休憩をお願いします。〔午前11時13分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午前11時14分〕

それでは、ご質問等もないようですので、ここでお諮りいたします。

ただいま説明のありました施設の調査を行うため、委員会散会后、現地へ移動したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで執行部のほうは退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。〔午前11時14分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午前11時15分〕

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

○櫻井繁行委員

ちょっと端的に。

文教厚生委員会の視察研修なんですけれども、ぜひ、先行して、昨年度もだったんですが、第2回定例会終わってから6月下旬に、昨年も神戸市のほうに行かせていただいたと思うんで、ぜひ、皆さんで何か興味のあるところ出していただいて、日程的には6月下旬で先に文教厚生委員会でできるような段取りは、もう、委員長、副委員長、また事務局のほうで調整いただきながら。僕のほうもちょっと行き

たいようなところピックアップして、後でガルーンのほうで担当のほうにお知らせしたりとかもしますので、皆さんいろいろ興味のあるところあると思うので、1泊2日で有意義なまた視察できればと思いますので、お願いいたします。

○久松公生委員長

今のことなんですが、前回もそういう話があって、課題としては部活動地域移行とか、コミュニティスクールとか、そういったものとの兼ね合いのところということで検討していきたいと思います。

それで、先ほど櫻井繁行委員からありましたように、ぜひ、皆さん、行きたいところとか、そういう何か情報あれば、担当に言ってもらって、なるべく早く進めたいと思います。先ほどそういう話があって、新潟県長岡市なんていうのは先進的に何年も前から取り組んだりしているので、そこも含めて。

日程的には、ある程度、もうこの辺で予約とか何かやったほうがいいですかね。6月の定例会終わってからといいますと。

○櫻井繁行委員

定例会終わってからのほうがいいでしょう。多分7月に全体研修なんかも入ったりしていたので、6月18で定例会終わるので、6月24日の週あたりとかその辺1泊2日で、もし行ければ25日、26日、27日あたりのどれか1泊2日とか、その辺で予定が合えばみんなでいいんじゃないかなと思ったので。25日か26日、もしくは26日、27日あたりで行けると。ちょっと28日になると、俺、TXの総会がひよっとすると入る可能性が、副議長であるので、この25日、26日、27日あたりで幾つかよろしければ。その辺ちょっと検討してみてください。

○久松公生委員長

その辺は、委員長と、担当、副委員長のほうと相談して、進めていきます。

それでよろしいでしょうか。

[「はい、異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのほかないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時17分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生